

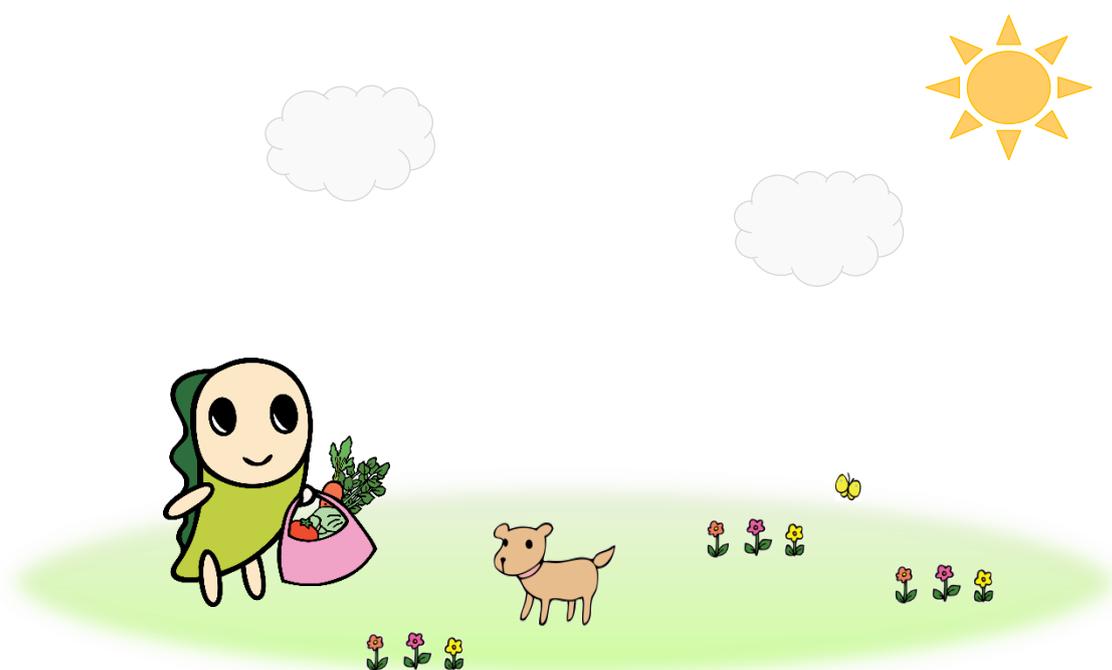
令和3年度



移動支援事業のご案内

障害のある方の外出をサポートします

屋外での移動が著しく困難な障害のある方に対して、余暇活動のための外出や、通学などの際に付き添い、支援をする介助者(ガイドヘルパー)を派遣することにより、地域社会での自立生活及び社会参加を促進するための事業です。



問合せ先

障害者施策課 03-3312-2111 (代表)

◆ 事業全般や請求、契約について

障害者施策課 管理係

◆ 利用相談や申請手続について

障害者施策課 地域ネットワーク推進係 (令和3年3月まで)

障害者施策課 障害福祉サービス係 (令和3年4月から)

サービス内容

利用者1名に対してガイドヘルパー1名が付き添うマンツーマンでの支援を基本としています。

目的地までの誘導、移動中や目的地での付き添い、見守り、排泄・食事・車いすの介助などの支援をします。徒歩または公共交通機関での移動が原則となります。利用できる外出は、次のとおりです。

① 余暇活動等の外出の支援

対象となる外出	支給時間
①社会生活上必要不可欠な外出 例) 区役所などの手続、金融機関等の利用など	小学校4～6年生 15時間以内/月 または 180時間以内/年
	中学生・高校生 30時間以内/月 または 360時間以内/年
	18歳以上 50時間以内/月 または 600時間以内/年
②余暇活動等の社会参加のための外出 例) 映画館、図書館、体育館、プール、散歩、買い物、カラオケ、外食、習い事など	「月」単位にするか、「年」単位にするかは、申請時(更新時)に選べます。

次の外出は利用できません。

- ・営利を目的とする外出
- ・通勤、通所などを目的とする外出で、通年かつ長期にわたるもの
- ・政治的又は宗教的活動を目的とする外出
- ・ギャンブル等公序良俗に反する外出
- ・登山等、危険を伴うスポーツ
- ・居宅介護など法令等により他の公的類似サービスが適用される外出

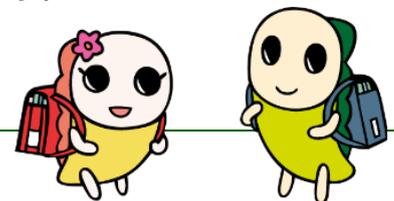
○支給時間を超えた場合は、全額利用者負担となりますので、特に年単位を希望する方は、支給時間の管理にご注意ください。

○小学校1～3年生は、介護に欠ける状況で支給が必要と区長が認めた場合に支給します。

○本人状況、世帯状況、他サービスの利用状況等により、上記基準を超えて支援が必要と区長が認めた場合、必要時間を月単位で支給します。

② 通学送迎

対象となる外出	支給時間
都内の小・中学校、高校、特別支援学校や区立学童クラブの利用のための外出で、以下のいずれかに該当する場合で区長が認めた場合。 ① 就労、疾病などで介護者が障害者(児)を介護できない場合 ② 人工呼吸器等を使用している医療的ケア児で、介護者1人のみでは安全な移動が確保できない場合	利用者からの申請に基づき、区が個々に必要な時間数を決定します。



○通所送迎などでも、介護者が障害者(児)を介護することができず、区長が認めた次のような場合には、特例的に利用できる場合がありますので、ご相談ください。

- ・生活介護施設の送迎バスが大型で、自宅前にバスポイントが設定できない場合に限り、自宅とバスポイントの間などの送迎 (1回 30分以内)
- ・3か月以内の通所訓練により、支援なしでの通所が見込める場合の送迎 (個々に必要な時間) など

○令和3年度から、複数の利用者に対し同時に支援するグループ支援を実施します。

対象者

外出の意思がありながら、屋外での移動に著しい困難がある障害者(児)で、以下のいずれかに該当する区内在住の就学児以上の方です。

対象者の見直しは、令和3年7月からとなります。以下は見直し後の内容となりますので、令和3年6月以前については、障害者施策課へお問い合わせください。

障害種別	移動の困難さについての目安
身体障害者(児)	「身体障害者手帳」を所持する視覚障害者(児)又は以下の①～④のいずれかに該当する肢体不自由者(児) ① 両上肢に障害があり、両下肢機能障害2級以上の方で、身体障害者手帳の肢体不自由の総合等級が1級の方 ② 体幹機能障害1級の方 ③ 移動機能障害1級の方 ④ ①～③に準ずると区長が認める方
知的障害者(児)	「東京都愛の手帳」の所持者
高次脳機能障害者(児)	高次脳機能障害に起因する失語、半側空間無視、記憶障害、注意障害、遂行機能障害又は社会的行動障害により、1人で移動は可能だが危険回避が困難と区長が認める方
精神障害者(児)	「精神障害者保健福祉手帳」の所持者又は若年性認知症の診断を受けた方で、以下のいずれにも該当すると区長が認める方 ① 定期的に精神科・心療内科などに通院している方 ② 医療機関の治療や服薬調整、環境調整がある程度できているが、症状により行動に制限があり、外出時に支援が必要な状態が半年以上続いている方
難病患者	障害者総合支援法の対象疾患によってADLが低下し、肢体不自由者(児)と同程度の障害があると区長が認める方

令和3年度の見直し

より利用しやすい事業となるよう、令和3年4月(一部の項目については7月)から見直しています。主な見直し内容は以下のとおりです。

余暇活動の充実

多様化した生活に合わせて

- 自宅発着が原則だったものを、通所帰りなど自宅を始点・終点としない利用ができるようになります。
- プールまでの送迎だけでなく、安全対策を講じた上でプール内での見守り支援ができるようになります。
- 月単位の支給に加えて、年単位の支給も可能とします

社会参加の機会の拡充

一人ひとりの障害に応じて

- 通学支援を事業対象に位置づけ、原則1回30分だった支給時間を個々に応じた時間に変更します。
- 複数の介助者が必要な医療的ケア児の通学を支援します。
- 3箇月以内の訓練目的の支援で、原則1回30分だった支給時間を個々に応じた時間に変更します。
- 支給対象の決定にあたり、利用希望者の状況を確認し、移動の困難さを個々に審査した上で対象かを判断します。(対象者の見直しは7月から)

事業者への支援

ヘルパー不足に対応して

- 支援区分を現在の2区分から3区分に変更し、支援状況に応じて単価を引き上げます。
- 複数の障害者への同時支援のグループ支援を新たに導入します。

利用手続きの流れ

区に申請をして承認を受けたあと、サービスの利用にあたり事業者と契約する必要があります。

① 相談・申請	障害者施策課相談窓口にご相談し、申請書を提出します。	受給者証に「支給期間」「支給時間」「支援区分」「利用者負担」などが記載されますので、ご確認ください。
② 決定・受給者証	区の審査後、利用が決定すると、緑色の受給者証と、区と契約している事業者の一覧が区から届きます。	
③ 事業者との契約	一覧から事業者を選び、連絡・相談等を行い、事業者と契約を結び、利用の予約をします。	サービス利用料のほか、ヘルパーの交通費、入場料、食事代など事業者との契約に基づく支払いがあります。
④ サービスの利用	派遣されたガイドヘルパーに付き添いを受けて外出します。	支給時間の管理は、利用者が行います。 時間を越えた利用分の費用は、全額、利用者などの負担となります。
⑤ サービス利用料の支払い	サービス終了後、事業者に利用料を支払います。	

※支給期間は、原則として最長で1年間です。引き続きサービスを利用する場合は、更新手続きが必要となります。

サービス利用料

住民税課税世帯の方は、区が事業者に委託するサービス単価の3%がサービス利用料となります。

- 住民税（特別区民税・都民税）の課税世帯 ⇒ サービス単価の「3%」負担
- 住民税（特別区民税・都民税）の非課税世帯 ⇒ サービス単価の「0%」負担（無料）

※利用者の年齢が18歳以上の場合は本人及び配偶者の課税状況で、18歳未満の場合には保護者及びその配偶者の課税状況で決定します。

◆サービス単価と利用料の例示

		30分まで	1時間まで	以降30分ごと
軽度	サービス単価	2,500円	3,200円	700円追加
	サービス利用料	75円	96円	21円追加
重度Ⅰ	サービス単価	3,200円	4,200円	1,000円追加
	サービス利用料	96円	126円	30円追加
重度Ⅱ	サービス単価	3,300円	4,700円	1,000円追加
	サービス利用料	99円	141円	30円追加

サービス利用料は、利用者の支援状況（申請書の「本人状況欄」にて確認）により決定した、「軽度」「重度Ⅰ」「重度Ⅱ」の3つの支援区分ごとに設定しています。

※グループ支援のサービス利用料は左記の金額とは異なります。

